

○5番 竹田陽一議員 詳細にわたり答弁をいただきました。ひとり親家庭の支援については、これまでもしっかりと対応していただいているし、今後ともひとり親家庭に寄り添った形でしっかりとお願いをしたいと思えます。

それからちょっと1点だけ、省エネルギーの推進についての関係で、10月におきたま新電力株式会社が設立されましたけども、設立に当たって長井市でも川西町と一緒に協議会などの中で議論をされてきたわけです。今後、地域に地産地消の電気が供給されるということで、大変期待をしているところでありますが、今後のおきたま新電力の地域の貢献に対する期待などについて、市長の考えをお聞かせいただきたいなと思えます。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 竹田議員からございましたように、おきたま新電力ですね、川西町と長井市だけでなく、飯豊町と最初環境省の様々なソフト事業を活用しながらそういった可能性について民間の皆様と一緒に進めてきたんですが、今回のおきたま新電力の設立に当たりましては、米沢市も含めて、置賜地方全体で応援していこうということで体制が新たに強化されたと思えます。やはりこれからは再生可能エネルギーを中心とした新電力のいわゆる電力事業、そういったものに私どもも一体となって協力しながら、なおかつ私ども公共施設等々でもそういった電力を使って、市民の意識の醸成と理解を深めていき、ぜひ置賜地方全体で自前で電力を供給できる、食料はもちろんでございますが、そんな体制を築くために協力していきたいと思えます。

○浅野敏明議長 5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

蒲生光男議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位12番、議席番号15番、蒲生光男議員。

(15番蒲生光男議員登壇)

○15番 蒲生光男議員 おはようございます。

私の質問は2点でございます。明確な答弁をお願いしておきたいと思えます。

さて、公共下水道料金の徴収漏れが発覚し、10月21日、全員協議会で説明がありました。既に承知のことではありますが、再度概要について触れてみたいと思えます。

報告のあった件数は17件で、総額502万3,280円というもので、既に時効により消滅した金額は259万1,976円というものでした。厳密には平成2年4件、平成6年に1件と数えていくと30件になります。平成2年から数えると令和3年までの31年間の出来事となります。まず、この期間ですが、随分長い間にわたっての出来事で、何をやっているんだろうかという感じでございます。

発覚の発端となったのは、南陽市など他市で発覚が相次いだため、調査して分かったというものであります。しかも個人住民税で請求漏れや過大課税も発覚しました。今回の問題発覚となった初期初動からの担当課としてのどのような行動があったのか知りたいものであります。人為的なミスなのか、システム上での何か問題があるのか、私はその双方においてミスが重なっているのではないかと思います。問題の発覚の経過は有収率低下の一因でもあり、結局自浄能力の欠如ではないかについて、担当課長の答弁を求めるものであります。

次に、平成2年、平成26年事務処理漏れについて、PDCAは当たり前のことをぼんやりせずにチェックする、仕事のABCだについて伺います。

この事務処理漏れというのは、いずれも同じ

内容なのでしょうか。だとすれば、定期的にミスは繰り返すということでもあります。ヒューマンエラーということがありますが、人間なるがゆえにミスをする、これは避けられない事実だと思いますので、いかにヒューマンエラーをしないようにするかがポイントで、仕事の後のセルフチェックや仕組みの問題でもあります。個人市・県民税のミスについて、市は再発防止策として多重チェックの徹底、資料の確認手順の周知徹底などに取り組むとしておりますが、これで再発防止になるのかです。多重チェックをしたからといっても、しかしながら仕事のABC、つまりAは当たり前のことを、Bはぼんやりせずに、Cはチェックする、これをきちんとしていれば避けられることが多いはずであります。多重チェックとは何重にチェックすることを指すのか、屋上屋を幾ら重ねても根本解決につながらないと思いますし、またいつかどこかで再発すると思います。その都度多重チェックで徹底すると再発防止策を言うのでしょうか。

次に、平成9年度の農業集落排水データは残っていないので算定不可としている件についてであります。

平成2年の報告があるにもかかわらず、なぜこのデータが存在しないのか。問題はこの平成9年度の農業集落排水の使用開始未提出の実態です。使用開始未提出のどこまで分かるのか、使用開始未提出はあったことは分かっているのか、こういう報告では私にはちょっと理解できないなと思っております。もちろん納得もいたしません。このことについてご説明ください。

次に、徴収漏れの多くの原因としている使用開始届未提出の問題です。

長井市公共下水道条例第11条には、使用開始時の届出として、「使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているものの使用を再開したときは、市長が別に定めるところにより、遅滞なくその

旨を届けなければならない。」と定められております。素直に理解すれば、使用者が届けなければならないということになっているようですが、この使用開始届の実態について伺います。

聞くところによりますと、工事業者が届出を行っているのだということなのですが、本人と業者の双方で届出を行っているのか、業者だけなのか、この実態についてご説明ください。

業者が届出をするようになったのはいつからか、また、その理由はなぜか、過去に徴収漏れはなかったのかについて答弁ください。

業者が変わって届出を行う場合は、その旨本人に伝えていると思いますが、それにしても平成4年9月16日から使っているのに使用開始届が出されないケースが報告されております。料金の請求が来ないことに利用者からは問合せなどがなかったのかです。30年間もですよ。南陽市の場合も利用者からの問合せで判明したとのことですが、長井市の場合はそういう信頼関係がなかったということなんでしょうか。いずれにせよ検証はきちんと行い、この対策を取る必要があると思います。

次に、市長に伺います。

期間と額は他に類を見ない。ベストコンディションを保つためのセルフチェックの機能もせず、この問題の責任の取り方は、また再発防止策は、条例上の穴を埋めるばかり対策を講ずることが必要ではないかについてお伺いいたします。

南陽市と天童市でも徴収漏れが発覚し、天童市は9月28日、市長減給は1か月10%、副市長5%とすることが決まったようです。私は減給を幾らやっても再発するようでは何にもならないと思いますので、ここはしっかり再発防止策を決めることが大事ではなからうかと思っております。

条例で使用者が使用開始届出を提出することになっているのに、業者が代わって届出業務を

行っている。業者が行うことになっていれば、徴収漏れはその責任を問うことも可能だと思いますが、条例上は使用者がするという事になっておりますので、サービスのつもりで業者が行ったということになりますと、手続を怠っても使用者にも業者にも責任を問えない。この今の実態を改めることがばかよけにつながります。

開栓の手続が済めば蛇口から水が出ます。出た水は元に戻るわけがありませんから、排水に流れるしかないのではないですか。開栓すれば水道料金は発生します。公共下水のほうは使用開始届が出ない限り費用が発生しない。こういうことはあり得ないことで、水を使えばその分の排水の費用が発生する。誰が考えてもこの道しかないようにすることこそ、ばかよけだと思います。上下水道化としたことについて、生きていないと思いますが、これはいかがでしょうか。

ただ、事務処理漏れは職務怠慢でしょうから、この点はダブルチェックも必要かもしれません。しかし、ヒューマンエラーをなくすことは至難の業だと思います。一般的に意図しないエラーには、記憶エラー、認知エラー、判断エラー、行動エラーなどがあるとされております。うっかり忘れてしまう記憶エラーを、それをやらなければいけないと分かっていたのに忘れてしまうというパターン。勘違いしてしまう認知エラー、何らかの指示や情報に対して勘違いや間違った思い込みをしてしまうパターン。見落としてしまう認知エラー、予定表に記載されている内容やメールを見落としてしまい、やるべきことができていないというパターンであります。判断を誤ってしまう判断エラー、本来はAと判断すべきところをBと判断して行動してしまうパターン。知識不足、慣れによる油断、思い込み、自己流の方法を取ったことなどが要因とされております。方法や手順を間違ってしまう行動エラー、決められた方法や手順を間違えたり

抜かしたりしてしまったりするパターンです。例としては1から3の作業が終わったら一度点検が必要だったが、すぐに点検をしないで4の作業にいつてしまったなど。

これらについては総括して市長のほうから答弁を求めたいと思います。

次に、質問の大きい2点目の項目であります。タスパークホテルのいわゆる旧若者定住促進センター部分の市取得について2点伺います。

不動産鑑定額の取得価格1億5,280万円で購入するというものですが、長井商工会議所の現在のタスピルの持分45%のうち39%を取得するというものです。

タスピルは既に承知のことではありますが、昭和62年竣工しましたので、築34年ということになります。当初、4社合築でしたが、平成13年、旧若者定住促進センターが解散するに当たり、同センター所有部分を長井商工会議所が取得をしました。当時、長井市は財政再建真っただ中にあり、また、山形県の仲介の労もあつたことなど特筆すべきことではないかと思ひます。施設の老朽化に伴う改修等は、所有区分ごとに応分の責任と負担割合があり、商工会議所が45.42%、一般財団法人地場産業振興センターは53.59%、山形県信用保証協会が0.99%となっているようであります。

長井市の基本的な考え方として、今後も置賜の地域経営の拠点として目的を果たすよう、ホテル機能、飲食、コンベンション機能は継続したいという考え方なのですが、私はタスピルは長井市のシンボルタワーであり、まさに地域経営の拠点たるにふさわしい施設となるように、まだまだ市民に親しまれる施設でなければならないと思ひております。

過去の質問でも触れておりますが、私はタスピルができた当初から毎日のように行き来をしておりますが、近年の健康志向などもあり、フィットネスクラブはまだまだ改善の余地がある

と思います。現に四ツ谷にある女性だけの30分フィットネス施設カーブスは、駐車場がいつも満車のようにあります。改善工夫を凝らし、利用者に愛され、結果として経営に寄与することを期待します。

長井市の持分比率が高まることで、ホテル等の実質経営について、公共的活用の方策はどのようなのかなどの展望を示されるのか、また、継続して考慮される建物の維持補修などメンテナンス費用の問題もあり、これは今後の大きい課題かと思っておりますので、現在検討されていることがあれば、この際、示していただきたいと思えます。

最近、シャロアが9階に移動し、いろいろ工夫改善が行われているようですが、評判は上々ようです。この調子でビル全体に活気が満ち満ちてくるよう希望したいと思っております。

このたびの取得に当たって、大きく2点のことについて市長から明快な方針を示されるべきと思質問するものです。

その1は、なぜこの時期なのか、さらに市が所有するとした理由、この2点について答弁をお願いいたします。

また、出資割合を今回変更するわけですが、この理由もご説明をお願いいたします。

長井市のような小規模の自治体でプールがついたフィットネスクラブを有するシティホテルが存在する。私はいいねを押ししたいと思います。しかしながら、これは経営が少なくとも改善しての話であろうと思っておりますので、今年8月から長井市で派遣した地域活性化マネジャーの経営改善策にも期待するものであります。

この際、長井市として大きい決断をされるわけですので、市長としての見解を示していただくことも求め、壇上からの質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生光男議員のご質問、ご提言

にお答えを申し上げます。

議員から大きく2ついただきまして、まず最初に、下水道使用料等の徴収漏れについてということで、様々な課題等々を上げていただきながら、実に適切にご提言などをいただいたと思っております。

30年以上これが放置されていたというのは、正直なところ私も報告を受けて驚きました。今回は改めてこれは単純な課税ミスとか、あるいは連携、徴収ミスということで済ませてはいけなと。これは根深いそういった原因があるんだろうと考えました。

その原因は何かということでございますが、これは私の個人的な考え方なんですけど、かつて30年ぐらい前は旧本庁舎の周りにほとんど全ての課が、建物はばらばらでしたけども、旧商工会館前の第二庁舎、そして今郵便局のあるところに商工観光課とか農林課とか産業部門と教育委員会が入ってたりしてございまして、あと消防署は中道に移ってございましたけども、離れていたのは多分、勤労青少年ホームと図書館と置賜生涯学習プラザ、それ以外はほとんどあったんですね。その当時は私思いますに、やはり同じ建物の中ではなかったんですけど、お互い顔が見える、またお互いに刺激を受けながら一定程度の連携などは取れていたんだろうと思っております。それがこの30年間でばらばらに移ってしまったと。

特に上下水道課については平山のほうに平成3、4年頃移って、最初は水道事業所だけでしたけども、それが上下水道課になって今の形態に至っているわけですけども、やっぱり一つの独立した部署なんですね。ですから、私もたまにしか行けなかったんですけど、行きますと無視されるんですね。何しに来たんだろうみたいな。だから、私のほうから、ご苦労さん、どうだとかって声をかけるんですけど、よそよそしい。そういうのを感じておりました。これはほとんど

移ったところは同じ反応です。

やっぱりいろいろミスがあって、職員のミスでの私の責任ですから、副市長とともに減俸というのは3回あったんですけども、全部出先の部署です。例えば教育委員会、教育委員会のほうでも議会に提案したものをやっぱり打合せをきちんとしてくれないもんですから、ミスがいっぱい出て取り下げたという議案も2回あったんですね。あとひどかったのは勤労青少年ホームの指定管理とかで条例改正したり何だかんだして、議会のほうに上げて審議いただいたのに直前に取り下げざるを得なかったですね。これは国の手続が終わってなかったということで、これも減俸ものですから、私と副市長で減俸したということ、これは一つの例ですけども、そこで何が原因かという、自分のところだけやってればいい、隣の係とか同じ係の中でも自分の仕事以外は関係ない。しかもそれを、じゃあ、みんなで共有しようという雰囲気がばらばらだったと思っています。

それで、今回、改めてこの一つの庁舎でやってみて、これは私だけじゃなくて、今の管理職の皆さん、あるいは副市長、推進監、技監なんかも強く思ってると思うんですが、仕事のやり方、それから、一つ一つ事業を積み上げてやっていくわけですけども、その間の手法が本当にばらばらなんですね。昨日もちょっと変なこと言ってしまったんですが、例えば森林整備計画、これ確かに私は認めました。捺印しました。でも、いきなり持ってくるんです、ぼんと。これちょっと貸せということで見てましたけども、それぐらいめちゃくちゃなことやってるわけですね。だってこれから10年、20年の整備計画をさっぱり事前に打合せなく、担当がつくったものをみんな判こばんばんばん押し、私に回ってくるってあり得ないですよ。こういうことなどがすごくやっぱりあったんですね。

それで、まずは意識改革をしていかなきゃい

けないと、ここ一緒になったというところで、一つは長井市、私ども市役所、どこの市町村もそうなんですが、あんまり人事異動でどっか飛ばされたりしないわけですね、ほとんど同じところでできますから。しかも30年前ぐらいは5年、10年というのは普通だったんです、担当が。ところが、いつの時点からか、やっぱりそれは職員の希望も取らなきゃいけないということで、基本3年ぐらいで替えなきゃいけない。それもやってきて、事務引継が非常に曖昧なんです。ですから、前の担当の方が違う担当に来たときはしっかりと引き継ぎするんですが、この辺は山形県なんかはやっぱりすばらしいです。それはなぜかという、例えば県庁にいた職員が置賜総合支庁とか最上総合支庁とかいろいろ移るわけですよ。ですから引継ぎちゃんとしないと後の人が困ると。ところが、我々市町村はあんまり異動がないので、何か困ったら聞きに行けばいいだろうと。5年、10年やってるわけですから、誰でも見れば分かるからと、自分がやってきた書類を。そういうことで、前例踏襲主義でやってきたということがあったと思います。

例えば議員の皆様もなかなか分かんないと思うんですが、私も市長に就かせていただいて、もう間もなく丸15年なんですけど、最初の二、三年は職員は言うこと聞きませんでした。私はある程度分かるんですよ、課長とかに言ったら、いや、市長の言ってることは分からないと。こどういうことですか。いや、これはこういうふうに言っただろうと。いや、どういうふうにしたらこうできるんですかって。こういうこと言う職員がいっぱいいました。350人ぐらい職員がいたんですが、そのうち課長職が30人ぐらいいて補佐が五十何人いたんですね。すっごく頭でっかちの組織で、もうみんなあぐらかいてでんと座ってるという管理職ばかりでした。そういう体質がずっと続いてきて、結局そのしわ寄せが主事、主任、係長クラスにぐっと押し

かかったと。仕事がどんどん増えてきましたから、そうすると担当はもう自分のことで精いっぱい。しかも事務引継がよく分からないので、ですから精神的に鬱病になったりする職員がやっぱりいました。

こういったことの反省を踏まえて、やはりこの問題の解決はしっかりと庁舎全体で一人一人職員の意識を変えながら、そのために今月から始めますけども、全職員と私とか副市長、あるいは推進監をはじめ管理職との半日の内部研修、これを全てやっていこうと。内部研修の強化をしながら、まずは係長、主査クラスですね、現場の第一線、また主任、主事、また補佐、課長ということで、この原因を突き止めながらしっかりと問題解決した後、しかるべき対応、自分も減俸も含めてやらなきゃいけないといった場合は、その後に検討させていただきたいなと思っております。

それ以外のことは担当のほうから答弁をいただきます。

2点目のTASの取得についてでございます。

これは蒲生光男議員は詳しく、経過も今までの市と商工会議所、あそこのタスビルの関わりやらご存じでございますし、壇上での質問でもいろいろいただきましたんで、本音の部分となかなか議場で言うには問題があるのかなという部分も含めて少しお話しさせていただきたいと思えます。まずは市が取得する必要性、またなぜこの時期なのかということなんですが、議員からもありましたように、築34年で非常に施設が老朽化してます。一番老朽化してるのは、実はホテルの客室とか、あとフィットネスとか、飲食部分と研修室等々はまだいいんですが、そういったところが待ったなしの状況だと。やはり8月に就任いただいた総支配人の辻田さんのほうからも、ここは本当にもう限界だと。しかも備品類とか消耗品も全て替えないと、とてもシティーホテルとしての、いわゆる資質が問わ

れるような状況だというお話をいただきました。

それは私どもも感じてまして、ただ、タスパークホテルの現場で頑張ってる、第一線で頑張ってる社員の皆さんはよく分かってるわけですが、じゃあ、商工会議所の会頭、専務が十分理解してたかということ、分かってはいるんですが、もうどうしようもないと思って諦めてたんですね。

平成26年ですから今から7年前ですか、8年前ぐらいに経済産業省のソフト事業採択を何とか取りまして、約1,000万円かけて、市では事業主体になれないので、商工会議所が事業主体でリノベーションの計画をつくってもらったんですね。これはコンサルが入りまして、みずほ総合研究所株式会社だったんですね。それをなぜしたかということ、ホテル部門で経済産業省の補助を受けられる可能性があるということから、もう二十五、六年たってましたんで、そろそろやんなきゃいけないんじゃないかということでしたんですが、結局当時は会頭も専務もそんなお金どこからもないよということで黙殺されて終わりでした。成果品も私ども一部もらいましたけど、その後一切、我々から言っても無視で、一方で、最近タスビルを改修するのにどのぐらいかかるかなんて見積りを取らせて、20年で40億円とかなんとかという見積りを出させて、だから会議所は何もできないんだと、こういう言い方で実は無視され続けてきました。

しかし、コロナ禍になりましてから、特に経営が厳しくなって、その前も懸命に現場では頑張ってたんでしょうけど、やっぱり問題は、これは今の会頭にも専務にもちゃんと断ってますんで大丈夫だと思うんですが、タスパークホテルが運営してたわけですね。その100%商工会議所出資のホテルの社長が会頭、代表取締役の専務が専務理事、これでは駄目でしょうと言ったら、以前は、そんなのは俺ができるわけじゃないかって専務に開き直られました。だっ

たら誰か専門家をお願いしないと大変でしょうって言ったんですが、そんなお金はない、これで終わりですよ。

さすがにこのままでは駄目だということで、昨年、議会にお認めいただきましたけども、地方創生の拠点整備交付金でこれ何とかできるという大体確信持ったもんですから、事前に指導を受けになど内閣府に行きながら、まず2年間かけて10億円ずつ、それは地場産業振興センターと商工会議所のタスパークホテルの部分合わせて、設備も含めて2年間で受けられる可能性があるということで、それでこれは株式会社三菱総合研究所さんと一緒にいろいろ知恵もお借りしながら、地場産業振興センターも含めて3社で何回も何回も話しして、私どもも直接入った会議も10回近くございました。でも、最終的にいわゆるタスパークホテルの商工会議所の部分、採択ならなかったんです。その理由を後々聞いてみましたら、タスパークホテルの運営が誠に厳しいと。将来性をきちっと計画を展望を示せない。これでは国費として投入するのはやっぱり外部委員の厳しい目があって、とても通らなかったということで、半分の地場産部分、今工事やってるわけですね。

そんなことから、まずはタスパークホテルの経営を変えなきゃいけないということで、辻田さんを、いろいろなつてで紹介いただいて、市のほうで派遣という形で見てもらってます。ただし、辻田さんから言わせれば、経営権ないわけですよ。ですから問題はタスパークホテルの経営そのものをどうするかと。したがって、計画もつけれないわけですから、商工会議所の会頭、副会頭、専務、あとは事務局長交え、我々の幹部と何回も何回も話しして、市民に親しまれるようにするには、リノベーションって格好でするときには、私は以前から思ってたのは、商工会議所が一番いいところに事務所としてあるのもおかしいんじゃないかと。商工会議所な

んていうのはやっぱり会員の皆様がいらっしゃるのが基本ですから、3階、5階とか、そういうところでいいんじゃないかと。ですからあそこは商工会議所の所有のまま、もっと市民の皆さんにいろいろ使ってもらえるような、そういうスペースにしたほうがいいんじゃないかと。そういう話をして、実は商工会議所は今回コロナ禍で、無利子、無担保、無保証というものの、1億円の新たな負債を抱えてしまったと。さらに今まで借りたお金の返済も非常に厳しいと。私どもが委託してる事業費、事業あるわけですね。例えば貸し館業務であったり、ホテルとかシャロアも市のもんですから、その賃料もらわなきゃいけないんですが、それも払えないというぐらい厳しい状況でした。それは分かりましたと。じゃあ、後で精算でいいですからということでお願いしたんですが、それが何年も重なって、結局にっちもさっちもいかない状況になってるのが現実です。

したがって、じゃあ、もう一回、我々としても地場産業振興センターで取得するという手もあったんですが、渡部秀樹議員のご質問でもお話ししたんですが、市で取得したほうがどっちも同じ市主体ですから、そのほうが税金等々含めて後々有利なんじゃないかと。そして、市で買うということで、いわゆる公の施設、公共の福祉の施設という意味合いで、国の地方創生の拠点整備交付金をより受けやすくなる可能性がある。それはまさに蒲生光男議員からご提言いただいたカーブスの話ありましたですね。4階のフィットネスは会員制で収益性が上がる建物部分って見られますんで、拠点整備交付金では対象は本当に限られてくるだろうと。したがって、そこについては、今月、文部科学省とかtotoとか行ってまいります。そちらのほうの支援をいただけないか。むしろそこをより市民が利用するというので、今のフィットネスは機材も古いですしリニューアルすると、改修す

ると。

一方で、商工会議所のところにカーブスよりももう少しゆったり、なおかつちゃんとトレーナーもいて4階のフィットネスとまたちょっと違った、もう少し利用しやすいような、体を健康維持をするためのそういうフィットネスクラブ、それとあとeスポーツも若い人だけじゃなくて様々な認知予防も含めて見直されてるんですね。中高年の方にもeスポーツって非常に有効だと。そういった広いスペースですから、そんなことでの考え方などもしております。

それで、なぜ今かも含めてですが、まず、34年たってますんで、このままですと駄目になってしまいます。今回地方創生の拠点整備交付金で我々できなかつたら、市が取得した場合の整備手法は市の単独です、しなかった場合は商工会議所ができないって言うてるわけですから、あのままあそこの部分はどんどんどんどん老朽化して、本当にビジネスホテルだけだったらいいんでしょうが、また以前融資を受けていた金融機関の支店長から言われたのは、飲食部分をやめたいって言われたんですね。あんなの採算合わない。だから、ホテル部分だけは採算合うんだって言ったんで、何言ってんですかと。ホテル部分も含めてあのビルの54%は地場産業振興センターがランニングコスト払ってるから合うんでしょうと。ふざけたこと言わないでくださいと。そしたら、市がそういう飲食を商工会議所、タスパークホテルに求めるから、こういうふうになったんだ。かなり怒りましたね、私。ですから、ただ、そういうふうに誤解されやすい施設でもあると。

したがって、私どもとしましては、このチャンスを逃したら、残念ながらせつかくの私ども地場産業振興センターの様々なコンベンションホール、バンケット、研修室、今の料金では頂けなくなるという、もうランニングコスト賄い切れません。

あと、ビジネスホテルとしたらレストランとか成り立ちませんので、したがってここを我々が取得してタスパークホテルに参画して商工会議所と一体となって、民間から経営者は、トップは招かなきゃいけないんでしょうけども、あと辻田さんあたりは現場の総責任者としてやっぱりそれなりの立場で迎えながら、私ども市と商工会議所と地場産業振興センターでしっかりとサポートしながら、利益上がるはずですから、その部分は産業振興の拠点であり、あと観光交流、市民の福利厚生の実現につながるということに還元してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解、また今後ともご指導賜りたいと思います。

○浅野敏明議長 山口和則上下水道課長。

○山口和則上下水道課長 私には、下水道使用料等の賦課徴収漏れに関しまして、4点ほどご質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず、(1)問題発生の経過についてでございますが、そもそも排水設備の新設工事等につきましては、施主、一般的には使用者の方になりますが、施主からの依頼に基づき、指定下水道工事店から当該工事に関する計画確認申請書が提出されることから始まります。市では、申請に基づきまして、計画内容の確認を行い、当該計画が法令の規定に適合するものであれば着工、その後、完成届に基づく完成検査を経まして工事が完了することとなります。

通常であればこの段階で下水道の使用開始届が提出されまして、下水道使用料の賦課徴収が始まることとなりますが、今回の事案につきましては、そのほとんどが使用開始届の提出がなされないままになっていたことにより生じたものでございます。中には建て売り住宅やアパートなど、排水設備の完成時点において入居者の使用開始時期が未定だったことから、後日、使用開始届が提出されるものと判断した例もあつ

たようではございますが、仮にそうだといたしましても、全ての案件で完成検査など様々な機会を捉えて適切な指導、助言を行ったり、計画確認から開始届の提出、使用料の発生まで一貫した確認作業を行うなど、担当者として当たり前の業務を当たり前に遂行していれば十分に防げた事案であると考えているところでございます。

なお、議員からご指摘いただきましたとおり、今回の賦課徴収漏れに関しましては、発生以来長らく有収率を押し下げる原因の一つとなっていたばかりでなく、雨水の流入等とは異なりまして、下水道事業の経営状況に少なからず悪影響を及ぼしてきたこととなります。この点につきましても、改めてお詫びを申し上げます。

次に、(2)平成2年と平成26年の事務処理漏れの件についてでございます。

このたびの賦課徴収漏れのうち、ご指摘いただきましたこの2件につきましては、ほかの事案とは異なりまして、いずれも使用開始届の提出など正当な手続はなされていたにもかかわらず、料金システムへの入力漏れという担当職員の初歩的なミスにより生じたものでございます。これは職員として非常に恥ずべき極めて単純な人為的ミスでございまして、緊張感や自覚の欠如、それからチェック体制不備とのそしりは免れないものと考えているところでございます。

今回の賦課徴収漏れが判明しました後、二度とこのような事態を招くことのないよう、複数人による多重チェックといった基本的な再発防止策はもちろんですが、とりわけ市民生活に直接関わる部署の職員として、いかに自覚を持って日々の職務に向き合うべきか、いかに緊張感の維持に努めていくかなど、言わば公務員の根幹に関わる部分についても課内のミーティングを行っているところでございまして、今後も課内会議や朝礼など、様々な機会を捉えまして再

発に向けた意識啓発を続けてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、(3)平成9年の賦課徴収漏れの件でございます。

ご質問いただきました件につきましては、賦課徴収漏れの事案のうち平成9年から農業集落排水に接続されていた方の事案に関するところかと思えます。こちらにつきましては、かねてより上水道設備をご利用いただいておりますところ、平成9年に排水設備を新設し、農業集落排水に接続をされたケースでございます。計画の確認申請ですとか完成届は提出されておりました、平成9年の10月29日に完成検査を行ったというところまでは紙ベースの書類により確認ができております。したがって、当該完成検査の日、平成9年10月29日から上水道を閉栓した平成19年8月24日までは農業集落排水に接続されていたものの、使用届の提出がなされていなかったためにこの間の使用料の賦課徴収が漏れていたというケースになります。

下水道の使用水量につきましては、基本的に上水道の使用水量に応じて決定されることとなりますが、平成21年度以前の上水道の使用水量につきましては、現在データが残存しておりません。したがって、この事案につきましては、賦課徴収漏れがあったという事実は明らかになっておりますが、その金額が幾らであったかということに関しましては、現在となっては調べるすべがございません。この点につきまして、過日、全員協議会でご報告申し上げた際の資料の表記が大変分かりづらくなっておりました。申し訳ございませんでした。

最後、(4)使用開始届の件についてでございます。

議員ご指摘のとおり、使用開始届につきましては、条例上は使用者が提出するものとされておりますが、現在の実態といたしましては、施工業者が上下水道課の窓口を開始届を提出する

というケースが一般的になってございます。このような提出方法につきましては、いつからということではなく、慣習として従来から行われていたようございまして、近隣の市町村などにも聞き取りを行ったところですが、いずれも同じような状況となっております。

この理由でございまして、使用開始届の提出の前提となります完成届が指定工事店が提出するものとされていますので、通常であれば開始までの一連の事務の中で使用開始届も一緒に提出をするという方式がごくごく自然な流れとして定着しているものと推測されるところです。

今後に関しましては、市民の利便性の向上やより確実な完成届の提出を徹底するため、実際の使用者にご同意をいただいた上で、極力施工業者の方が完成届と同時に提出をしていただくよう、また完成届提出の時点で開始届の提出が確認されない場合、原則としてはその提出が確認されるまで完成検査を行わないことについて、過日開催をいたしました指定店の講習会の中で各業者さんに説明をさせていただいたところでございます。

なお、数世代前の担当者まで聞き取りを行ったところなんですけど、今回の件が発覚する以前に賦課徴収漏れがあったということはなく、また、市民の方からの問合せについても今まで記録には残っていないということございまして。

○浅野敏明議長 15番、蒲生光男議員。

○15番 蒲生光男議員 久しぶりに残時間が残ってほっとしてますけれども、二、三質問できますんでね、質問内容もちょっと短くしたんですよ、これで。

それでね、一番最初の賦課徴収漏れの件で、私は1点だと思うんですよ。要は蛇口をひねれば水が出る。出た水は必ず流れる。だから、料金は同時に発生するんですよ。だからこれからはそのように改めていくんだというような理解でよろしいですか、まず1点、山口課長。

○浅野敏明議長 山口和則上下水道課長。

○山口和則上下水道課長 ただいまご指摘いただきましたとおり、上水道から流れた水というのは必ずいずれかの排水設備のほうに流れる形になります。上水道と下水道セットというこの当たり前の大原則になりますので、職員一人一人がそのことを常に意識するということがまず重要ですし、今後につきましては、今回の件を契機にしまして、上水道担当で処理をした書類はその後で下水道処理の担当のほうに、下水道処理で担当した書類についてはその後上水道の担当のほうにということで、すぐに乗り入れをするような形で相互にチェックをするというような体制を構築したところでございます。

○浅野敏明議長 15番、蒲生光男議員。

○15番 蒲生光男議員 T A Sの件なんですけど、市長にお伺いいたします。

この平成13年は市長も議員でございましたんでよくご存じだと思うんですけども、3月、6月、9月、ずっとこの問題と当時合併に向けた話も進んでおりましてね、その件で大分そういう大きい問題があったなと思ひ出します。

それで、これは当時の遠藤 允議員が質問してることなんですけども、平成13年9月11日です、ね、一般質問です。中略で、「長井市は、山形県内ではトップレベルでの財政悪化に陥っており、住民要求のほとんどに応じることができない財政状況の中、5,000万円という大金を補助することの是非について議論の分かれるのは当然であります。財政悪化を理由に住民要求を我慢させられている大方の市民、あるいは県内最低レベルの給与に抑えられている市職員などから見れば甚だ納得のいかないものだと思いますが、私個人としては基本的に賛成であります。その理由としては、タスビル問題の解決を投げやりにして泥沼化した状態では長井市の財政の健全化もあり得ないと思うからであり、山形県の支援なしにはタスビル問題は解決しないと思

うからであります。私は我が党の笹山県議員を通じて、タスビル問題にかかわって山形県も責任があり、県にも応分の支援策を講じていただくようお願いしてまいりました。また、長井市選出の平県議員にもお願いしてまいりましたが、平県議員からは、地元の問題を地元の議員がお願いするのは当然でいま一迫力がないが、笹山県議に応援演説をしていただいで助かったという趣旨の説明をいただいでおります。

笹山県議の説明では、県の支援策は地元長井市も含めた地域経済活性化策として計画したのだから当然長井市も支援する必要があるというものであります。私は、山形県がタスビルに直接ではないにしろ、タスビル問題の解決のため、今回5,000万円の補助金と地域活性化資金としての利率1%の山形県商工業振興資金6億円の貸し出しを支援していただいたのは、問題解決の貴重な第一歩を踏み出していただいたものと理解し、さらに今後の支援策にもつながるものと期待しております。」まだまだ続くんですけど、こういう内容です。

随分多くの議員からいろんな意見が、賛否に分かれる意見があったと思うんですね。山形県も深くタスビル建設については、一緒になって建設したといういきさつもあるわけなんですけれども、今回の長井市の取得する、これから改修を進めていくという過程の中で、山形県からの支援策は期待できるのかどうかについて、市長のほうから今分かってればお願いいたします。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 平成13年当時、商工会議所が取得するのに比べれば、また違った意味ではございますが、私どもで取得させていただいた場合、起債について県のほうを通じて地域活性化債というものを、これは置賜定住自立圏の3市5町で今、米沢中心になって掲げておりまして、その一つの事業だということを米沢市さんに協力していただいで、ほかの周りの1市5町にもご

協力いただいたということで、それを県のほうで何とか実現できるようにご協力いただく。あと、残金部分については、長井市では公共事業いっぱいあって、なかなか一般財源確保できないということであれば、県の振興資金を使えるように配慮するからということで、そういった意味では大変ありがたいご支援をいただく予定でございます。

○浅野敏明議長 15番、蒲生光男議員。

○15番 蒲生光男議員 あと、例えば地場産業振興センターが取得した場合、本来賦課されるであろう税金とかそういったものが市が取得すればかからないというメリットもあるというような話を聞いているわけですが、それは大体どのぐらい見込まれるものなんでしょうか、概算なんでしょうけど。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 本当に概算ではございますが、不動産取得税等々が賦課されると考えられまして、四、五千万円ぐらい、地場産業振興センターが取得した場合に賦課されるんじゃないかと。いわゆる評価額が4億円、5億円あるんですね。したがって、取得の金額とまた別なものもございますので、そういうふう想定しているところですよ。

○浅野敏明議長 15番、蒲生光男議員。

○15番 蒲生光男議員 私はTASは長井市にとってなくてはならない施設だと一貫して思っておりますので、それはいいんですけども、予算総括の中でもまた質疑があると思います。ぜひ議論を深めていただいで、多くの議員に理解をしていただいで、可決されれば大変ありがたいことではないのかなと思いますので、よろしく願いますって変ですね、そういうことでございました。終わります。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。